

京都府分別収集促進計画（第11期）概要

1 都道府県分別収集促進計画に定めなければならない内容について

都道府県分別収集促進計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「法」という。)第9条第1項の規定に基づき、法第9条第2項第1号から第4号に掲げる事項を定めることとされている。

なお、法第9条第2項第1号から第3号に掲げる事項は、市町村別の排出量の見込み及び当該排出見込量を合算して得られる量と定められていることから、各市町村計画における見込み量を集約した結果となっている。

また、法第9条第2項第4号に掲げる事項は、事項毎に本府が実施する取組内容を、京都府分別収集促進計画において記載している。

2 計画の趣旨

この計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「法」という。)第9条第1項の規定に基づき、市町村分別収集計画を集約するとともに、市町村の分別収集の促進等に関する事項を定めることにより、容器包装廃棄物の分別収集や再資源化を推進するため、令和8年度を始期とした5年計画として策定(3年ごとに改定)するもの。

3 分別収集の計画状況

分別収集を計画している市町村数は次のとおりである。

		実施市町村数		備考
		第10期計画	第11期計画	
特定分別基準	ガラス製容器	26	26	引き続き全市町村で実施
	ペットボトル			
	プラスチック容器			
	紙製容器	4	5	宮津市、京丹後市、笠置町、伊根町、与謝野町で実施
法第2条6項物※1	スチール缶	26	26	引き続き全市町村で実施
	アルミ缶			
	段ボール	22	23	京都市、長岡京市、八幡市を除く全市町村で実施(新たに与謝野町で実施)
	紙パック	21	21	亀岡市、長岡京市、綾部市、和束町、南山城村を除く全市町村で実施

製品プラスチック※2	—	12	京都市、福知山市、宇治市、亀岡市、城陽市、八幡市、久御山町、井手町、宇治田原町、精華町、船井郡衛生管理組合(南丹市、京丹波町)で実施
------------	---	----	--

- ※1 法第2条6項物とは、分別収集さえすれば有価となり、再商品化を義務づけなくても、市場の中でリサイクルされているため、法の適用外になっているもの。自治体が関与しない場合でも古紙業者や自治会等の集団回収などで回収が行われている。
- ※2 プラスチック資源循環法の施行に伴い、本計画から製品プラスチックを対象とする。

4 分別収集の計画量

各市町村における分別収集の見込量を合算した量は次のとおりであり、容器包装廃棄物の排出量は令和9年度をピークに増加し、その後は減少する見込みとなっている。

<特定分別基準適合物>

(単位:トン)

特定分別基準適合物	第10期計画(6年度)		第11期計画				
	計画	実績	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
無色のガラス製容器	3,868	3,389	3,369	3,345	3,325	3,300	3,272
茶色のガラス製容器	2,520	2,146	2,189	2,176	2,158	2,150	2,124
その他ガラス製容器	2,028	1,783	1,749	1,741	1,719	1,715	1,696
紙製容器	183	189	190	185	180	175	170
ペットボトル	5,304	5,792	5,716	5,699	5,658	5,620	5,595
プラスチック製容器	18,632	17,928	18,655	19,112	19,058	19,018	18,986
製品プラスチック	—	966	2,070	1,966	1,982	2,003	2,023
合計	32,535	32,193	33,938	34,224	34,080	33,981	33,866

<容器包装リサイクル法第2条第6項に定めるもの>

(単位:トン)

法第2条第6項物	第10期計画(6年度)		第11期計画				
	計画	実績	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
スチール製容器	1,663	1,343	1,384	1,376	1,361	1,358	1,353
アルミ製容器	2,345	1,925	2,026	2,019	2,005	1,997	1,992
段ボール	5,066	4,250	5,416	5,378	5,329	5,289	5,240
紙パック	181	145	163	161	162	162	163
合計	9,255	7,663	8,989	8,934	8,857	8,806	8,748

＜容器包装廃棄物量とそのうち再商品化される量＞

	第10期計画平均 (令和5～9年度)	第11期計画平均 (令和8～12年度)
府内で発生する容器包装廃棄物量の見込み(年間)	86,314 トン	83,025 トン
うち再商品化される見込み量	41,708 トン	40,876 トン
割合	48 %	49 %